

平成25年12月3日（火）

（午後4時10分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番13、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。本日の一般質問者の中で、私は最後ということになるようです。私は、市民は市政の主人公の立場から、2項目について質問をいたします。

最初の質問は、国号371号バイパスについて伺います。

質問の第1は、国道371号バイパス工事は、いよいよ最終段階に入っていると認識をいたします。県の説明では、2014年4月1日から一部2車線ではあるが、通行を開始することです。そこで、改めて国道371号バイパスの目的と進捗状況について伺います。

質問の第2は、国道371号バイパス工事は9割程度完成してきているという状況下において、御幸辻区で幾つかの問題を解決していただきたいことがあります。

申し上げておきますが、御幸辻区民は、国道371号バイパスに反対をしているわけではありません。このことを申し上げた上で、具体的な問題について質問をいたします。順不同で伺います。

（1）は、いまだ御幸辻駅前広場計画の説明がないこと。

（2）は、南海電鉄5号踏切、通告では4号踏切となっていますが、5号踏切に訂正をいたします。市道が廃止されるが、代替の市道の計画がいまだ示されていないこと。

（3）は、国道371号バイパスによって、5

町内から西側の5町内への行き来が困難になること。

（4）は、5号踏切、市道廃止に伴い可能となる市道御幸辻駅芝垣内線の拡幅要求です。

（5）は、南海電車の騒音に長く苦しめられてきた近隣住民が、バイパス完成で車の騒音に加わることにに対する不安。騒音対策を強く求めます。

ほかに4点ほどありますが、先ほど述べた一つ一つの対策について、明快な答弁を求めます。

私は、いずれの要求もまともな要求であると確信をいたします。バイパスが完成すれば、橋本市の発展に寄与するし、多くの市民の利便性が向上することに疑いを持ちませんが、その一方で、関係住民が泣き寝入りすることがあってはならないと考えまして、一般質問で取り上げました。

2項目めの質問は、橋本市の経済の活性化についてです。

質問の第一は、国政ではデフレからの脱却にアベノミクスが強調され、多額の予算が投入されている。質問は、国策によって橋本市の景気は回復傾向にあるのかについて伺います。

質問の第二は、景気をよくするには、国民、市民の所得を増やすことが鍵であると考え。この観点から、行政が仕事を委託する業者の労働者に支払われる賃金は、和歌山県の最低時間給は保証されているのか。各事業の実態について伺います。

以上、明快な答弁を期待し、1回目の質問を終わります。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君の質問項目1、国道371号バイパスに関する質問に対す

る答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）①のご質問にお答えします。

国道371号バイパス、和歌山県側の橋本バイパス及び大阪府側の石仏バイパスについては、慢性的な交通渋滞、狭隘部や急カーブの連続などの課題を解決し、交通渋滞解消と交通事故減少を図り、府県間の交流を促進するとともに、物流の効率化を実現し、地域の活性化に資することを目的としています。

また、災害発生時の緊急交通網を確保するという観点から、市民生活の安全・安心、経済活動の安定を保障するということにもつながってきます。

次に、進捗状況については、和歌山県側は既に国道24号から京奈和自動車道橋本インターチェンジ間並びに三石台から柱本間の3.6kmが既に供用を開始しています。

現在工事中の橋本インターチェンジから三石台間3.0kmの区間については、県からは、平成26年春に暫定2車線での供用開始に向けて計画的に事業を推進していきますと聞いています。

府県間トンネルである仮称新紀見トンネルについては、平成25年11月12日、和歌山県から大阪府と協議を進めてきたところですが、事業化に向けて取り組むことで合意したとの発表がありました。平成26年度調査設計、平成27年度工事に着手し、完成は平成31年度となる予定とのことです。

また、大阪府側の石仏バイパスについては、計画延長6.1kmのうち、現在平成15年3月に1工区1.8kmが供用開始され、2工区1.9kmについて現在工事中です。3工区の2.4kmを含め、平成30年代中ごろの全線完成に向けて取り組む予定と聞いています。

②の質問にお答えします。

御幸辻駅前広場計画がまだまだ区民に説明されていないことから、順にお答えします。

平成22年度、社会資本総合整備事業として計画を策定し、翌平成23年度から事業に着手しました。

その後、土地所有者である南海電気鉄道株式会社、国道371号バイパスの事業主体である和歌山県並びに交差点協議で警察本部と協議を重ねてきました。それ以外の諸問題についても、解消に向け、調整を現在も進めていますが、この点に時間を要しています。

社会資本総合整備事業は、事業期間が最長5年と限られており、本年度で既に3年目を迎えていることから、本年中には関係機関等との協議を終え、設計原案を取りまとめ、年明けには地元区に説明したいと考えています。

南海電車5号踏切廃止により市道がなくなり、車、徒歩で7町内から8町内への行き来ができなくなることにについてですが、車の通行については、一方通行となりますが、鉄道高架下に通路の施工など代替機能を検討しています。歩行者については、計画にある歩道橋や横断歩道を利用させていただく計画になっています。

7町内からバイパスへの接続市道が狭く、事故発生の可能性が高いことについてですが、事業主体である県に確認したところ、現在の計画では、交差点付近で2台程度の車両が市道側で信号待ちをしている場合でも、バイパスからの進入については対向できると聞いていますが、今後、さらに県と協議を進めます。

交差点から離れた部分の市道拡幅については、通常の地元区拡幅要望として協議してまいります。

バイパスによって、5町内から西側5町内への行き来が困難になることについてですが、さきにお答えさせていただきましたが、歩道

橋や横断歩道を利用していただきたいと考えています。

5号踏切廃止に伴う8町内市道の拡幅については、鉄道複線化工事時に、鉄道事業者により現在の道路形状となっているので、踏切廃止に伴う形状変更は、鉄道事業者にお願いすることとなると考えています。また、用地についても、鉄道事業者用地となっていることから、今後、市道拡幅については、南海電鉄及び和歌山県との踏切廃止に伴う協議の中で検討したいと考えます。

南海電車の騒音に加え、バイパス騒音が加わることが耐えられないについてですが、県からは騒音対策については、騒音低減効果のある低騒音舗装を実施することとし、また、鉄道が隣接する区間などに、投げ捨て防止や遮光を兼ねた目隠しフェンスを設置する予定であり、ある程度の騒音低減効果が期待できると聞いています。

また、再度確認したところ、供用開始後、騒音基準値を超えた場合は、対策を講じると回答がありました。

御幸辻地区は、過去の鉄道複線化事業や現在の国道371号バイパス事業により、まちが大きく変わりつつあります。議員おただしの諸課題については、これらに起因、関係するもので、複線化事業は南海電気鉄道が事業主体、国道371号バイパス事業は和歌山県が事業主体であり、本市としての取り組みにはおのずと限界はありますが、それぞれの事業主体と一体となって取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、国道371号バイパスについて再質問をいたします。

まず、①の総論から再質問をしたいと思ひ

ます。先ほど部長から進捗状況の説明がありました。お尋ねしたいのは、なぜ御幸辻周辺の計画が遅れているのか、後回しになっているのか。この点について伺います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）質問の趣旨を確認したいんですけども、駅前広場計画のことはなくて、国道371号のそういった計画というご質問でよろしいでしょうか。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）そうです。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今、集中的に御幸辻区と国道371号バイパスの事業主体である和歌山県と本市において、いろいろ協議を行っております。

そんな中で、御幸辻区のここに至るまでのいろんな過去の経過も聞かせていただいております。そういったところで、事業主体でない橋本市がどこまで踏み込んで答弁できるかあれなんですけども、例えば御幸辻区の立場からその辺を申し上げますと、国道371号バイパスの計画があつて今に至るまで、やはり区としていろいろ県のほうへ要望も重ねてきた。また、市のほうへも要望もいただいたと。

ところが、工事はどんどん進むんだけど、具体的な説明あるいは要望全てを包括するような形で、例えば県はこのように考えている、あるいは市もどのように考えているかという場がないままに、終始個別の個々のことに関してのみの説明のみでここに至ったところから、もう一方で供用開始が来年の春ということになっておりますので、区としては、やはりこの際きちっと過去にさかのぼって県の考え、市の考えを聞きたいということで、集中的な協議を重ねておりますので、御幸辻区の立場から考えますと、きちっとした説明、トータル的な説明がなかったと

いうことが一因ではないかと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）本バイパスは、市脇地区、東家地区、小原田地区、御幸辻地区、橋谷、三石台、慶賀野、光陽台、柱本の九つの字が関係をいたします。中でも御幸辻区が最も影響の大きい字です。

バイパスは、車道が4車線、歩道と合わせ25mの幅員の道路であります。御幸辻区のほぼ真ん中をバイパスが通ることから、極端に言えば、御幸辻区がバイパスによって二つに分断される。御幸辻区民にとって、大変な出来事であります。当局は、しっかりとこうした状況になるという認識を持っていただきたいんですが、事業主体は県ということなんですが、この辺の状況といいますか実情を、部長、おわかりいただけますか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）私、建設部長になりましてから現在に至るまで、今の御幸辻区長のほうからも御幸辻区の現状というものもずっと聞かせ続けられてきましたし、その辺のほうは十分認識しておるつもりでございます。

それから、市の立場といたしましても、やはり御幸辻区につきましては他の地区と異なっていて、いわゆるまちの中心を平面交差で国道371号が通るところで、これは比較論するのは変かもわかりませんが、他の地区ですと、集落ではなくて山手を走ったりというところと、同等に比較して云々ということは、やっぱり見方を変えんとあかんの違うのかなということ、再三県のほうにも申し上げた中で、ここに至っております。

そういった中で、事業主体は県ではありませんが、橋本市としても御幸辻区の要望を聞いておりますし、そんな中で、残された時間は少ないんですけども、少しでも要望に沿える

ようなものはないかということで、今、集中的に3者で協議を行っておるところでございます。

ただ、そういうこともありますので、その場におきます現在の回答以上に踏み込んだ回答というのは、本日もさせてはいただけないとは思いますが、いずれにしても、残り時間の中でも精いっぱい、県とも一緒になって解決方法により近づく努力はしたいと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）踏み込んだ回答はいいんです。総論の部分で質問していますので、先ほど部長も言われましたけれども、本バイパスの開通というのは、橋本市の経済の発展、市民の利便性の向上ということに資するということは、当然理解をいたします。

ただ、だからといって、関係住民、御幸辻区民を犠牲にしてでも完成を急ぐと、これはあってはならないと考えるんですが、直接の事業者でないので申しわけないんですが、この点、部長、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）橋本市としましては、大変苦しい立場です。県として公共事業を進めるという立場も理解できますし、国道371号につきましては、新紀見トンネルも含め橋本市にとって命の道でもございます。

そういったところで、事業を進めたいという思いと、それから御幸辻区民の方の思い、この間に挟まって、非常に苦しい。市としてはどちらつかずということではなくて、ともかく間に入って、解決策の最善を図ると。それ以外にはないのかなと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私は率直に申し上げて、事業主体が県やろ。区での説明会に参加いたしました。部長言われたように、県、市そし

て区と、皆さんといろいろ話し合いも持ちました。これ、3回持ったんですけども、私、率直に申し上げて、事業主体の県、ぬかにくぎなんや。私の率直な感想は。

そういう印象を非常に強く持つので、ぜひ市長はじめ市当局に頑張ってください。ここにもうお願いするしかないのかなという気持ちでおるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先日、御幸辻区のほうから市長宛てに要望書が届いております。これにつきましては、9項目書かれています。同様の文面で、和歌山県知事のほうへも御幸辻区のほうから要望が出されておると聞いております。

先日の行政報告会等においても、そういったことについて、説明会が終わった後になるんですけども、区のほうがお話しされたと聞いております。

そういうことで、県のほうとしても御幸辻区のお気持ちというのは十分わかっていただけたのではないかとということで、こういった要望活動があった後、再度県には強く働きかけていきたいと思うんですけども、やはり実務を預かっている者からしますと、正直限界も見えております。限界も見えておりますが、やはり精いっぱい時間のある限り、区の要望を少しでも実現できる可能性がないかということで、精いっぱい探っていきたいなど。そのあたりが、私どもの限界かなと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、②の具体的問題について再質問をします。

（1）の御幸辻駅前広場については、先ほどから答弁をいただいたんですけども、もう少し踏み込んで、来月には説明をいただ

るということなんですが、区民の要求を取り入れた形での計画説明ということを期待していいんでしょうか。この点、伺います。これは、市が担当してくれているので。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）計画してから今年で3年目に入っておるということで、一向に具体的な説明がないということ、再々私も聞いております。

と申しますのも、駅前広場とはいうものの、国道371号と南海電鉄との非常に狭いエリアの中での計画でございまして、おのずと限界がございまして。

一方で、国道371号に関する御幸辻区の要望の中で、高架下で国道371号から東側へ抜ける道がやっぱり何とかほしいという要望もございまして、本市としてできますのは、駅前広場計画の中で、それを何とか実現できないかなというところで、相当時間を費やしました。

結果としましては、一方通行なら何とかということまでは行き着いたんですけども、なかなか区民の方とされては、やはり対面通行でという思いが強いようございまして。

それから、狭いエリアではあるんですけども、御幸辻区にとっての、区民の皆さんにも喜んでいただけるような広場に何とかしたいという思いで、引っ張るだけ引っ張って、いろいろああでもないこうでもないと思案をしております。

しかし、事業計画の関係上、もう本年度中には結論を持って、年明けには区民の皆さんに説明させていただきたいと思うんですけども、ただ、限られたスペースの中で限られた条件の中でのということですので、あくまで原案提示ということにはなるんですけども、どこまで区民の皆さんの要望を聞けるかということになりますと、それは、具体的な要望を

聞いて、その場で膝つきして、図面をみんなで見つくり見て、ああでもないこうでもないという議論の中で、初めて実現できるかどうかということになりますので、現段階で区民の要望がどこまで聞けるかというところは、即答はできません。

ただ、その段階で吸い込めるものがあれば、区民の要望はなるだけ実現する方向で、あくまで原案として提示させていただくつもりで用意してございます。

その中には、先ほど申しました東側の道へ、駅前広場を抜けて高架下を通って、さらにいろいろな通路ができないかなということも含めて、現在検討をしております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）確認も含めてなんですが、今、部長が言われた駅前広場からの東に高架を抜けてというのは、一方通行なんでしょう。どうしても、一方通行にしかできないのでしょうか。この点、再度伺います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）図面がないので、なかなか細かな点がありますので、ざっくり申し上げます。

一応国道371号の御幸辻の駅前の南側には、県道との交差点部分がございます。ここは平面交差になりますので、ここに信号がつきます。これは、県のほうの公安委員会との協議になるんですけども、あまり交通量の多い道で、信号と信号の距離が短いと、非常に危険が伴うということで、交差点の距離といういろんな制約を受けますし、国道371号へ出てくる道の形状にもいろいろ制約を受けます。

そういった関係から、駅前広場の計画の中で高架下の道をつくるとなれば、現状では信号制御の問題もあって、一方通行しか実現できないというのが現状でございます。

この点につきましては、区民のほうへ一応

説明はさせていただいているんですけど、やはり一方通行ではなくて対面通行ということで、もう一案、今実は考えております。

ただし、この点につきましても、やはり公安委員会との協議ですとか、南海電気鉄道との協議といったものもクリアしないと、きちっとした説明ができませんので、現段階でお答えできるのは、一方通行であれば何とかということしかお答えできません。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）少し話を戻す感じにはなるんですが、いわゆる南海電車の5号踏切廃止に伴う市道の廃止という件なんですけれども、踏切の廃止についてはわからなくてもいいんです。バイパスと南海電車の線路との間に、そんなにスペースがないということなので、これはやむを得ないのかなと考えるんですが、いまだに代替の道路が示されないんですよ。

このバイパス計画は20年前、30年前、つくられて、僕もたしか20年ほど前に駅前のイラストといいますか、あくまでも想像図みたいなものなんですけれども、なかなかしっかりしたものをつくっていただいたんですけど、5号踏切廃止イコール市道が廃止される。それにかわる道路をつくるというのは、誰が考えても当たり前ことなんではないでしょうか。これ、県に言わないといけないんですよ。どう考えても納得いかないんです。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）5号踏切につきましては、市道認定しておりますので市道でございます。当然、道路管理者としても、道路としての機能回復はできればしてほしいというのがスタンスでございます。しかし、やはり国道371号を進めるという県の立場もわかりますので、この点につきましても、市としても非常に辛いところがございます。

一方で、御幸辻区といろいろ話ししている中で、かつてからもその点について代替の道路の要望を県のほうへも出されておるということでございますが、昨日来から集中的に重ねた3回ほどの協議の中でも、少なくとも県としてはそういったものを考えていないと。それはどういうことかという、車につきましては、一旦国道371号へ出ていただいてぐるっと回っていただきたい。それから、歩行者の方については、信号のついた横断歩道あるいは歩道橋を渡っていただきたい。それでも、代替機能とさせていただきたいというこの1点のみでございます。

ということで、それが今現在の現状ということで、本市といたしましても、少なくとも今からできることをともかく何とかできないかという思いで、御幸辻駅前広場の中で一つでも実現できればというのが、片側通行の通過道路ということで、これは事業主体の県ではなくて、本市が提案させていただいたんですけど、先ほども申しましたとおり、対面通行ということでございますので、それでもということにはなっておりませんが、実情はそういうことでございます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）代替道路のというのは、議論されてきたと思うんですけど。既に南海御幸辻駅というのは高架駅になっていますよね。私、素人目から見ても、高架下を車が通れるように何箇所かつくってありますよね。僕らも素人なんやけど、要するにそこを通ると、5号踏切がなくなるんだから。そんなふうに理解しておったんですけども、国道371号バイパスのレベルと、せっかく高架の下につくっている車が通行できる部分と、レベルの整合性がとれないんじゃないんですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）南海の複線化高架

工事の際に、工事用道路として使用していた部分が、今、御幸辻区が要望されている高架下道路ということになっております。

本来であれば、県のほうでそのあたりを対面通行でという計画をしていただけたら、一番ありがたかったんですけども、現状、議員おただしのように、国道371号の道路の高さと、それから東側にある市道との高さ関係、あるいは鉄道の高架下部分のクリアランスといったものを勘案しますと、特に国道371号側へ出ます交差点計画については、段差の関係で非常に設計しづらい形状になっておるのも事実でございます。

そういったところで、複線化で高架になっておるので、どこでも簡単に渡れるというような高さ関係には、今はなっておりません。

一方で、高架下で何箇所か通れそうなどがあって、そこについても本市独自ででもどっか通れないかということで、今、南海と折衝を持っておるんですけど、橋脚と橋脚の間の幅の問題で、きちっとした対面通行をするのに非常に苦しい幅しか残っていないということもありまして、対面通行、できたら実現させたいんですけども、それについてもまだ不確定であるというところで、片側通行しかやはり実現できない可能性もある中で、きちっとした答弁ができないというところでございます。

ですので、市として検討できることはしておるんですけども、今、県が独自に検討するとなっても、高さの問題等でなかなか取り合わせ等が難しいのではないかなと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）言葉尻をとらえてあれなんやけど、もう全くだめなんですか。一方通行じゃなしに、車が対向できる道路をつくるというのは、もう全くだめなんですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）100%だめと言うことはできないと思います。先日の集中的な協議の中でも、仮に現在橋本市が計画しております御幸辻駅前広場の計画があるがゆえに、その対面通行の道ができないのであれば、区としては、それは次の問題として、まずは対面通行できる道を最優先で考えてほしいという要望もございました。

ですので、本市の担当のほうも、県のほうへ一度その点を検討してみてもどうかという提案もしたところでございますが、明確な方針は、その場では一応は出ておりません。

ですので、今後の協議の中でも、100%でない限り、やはり実現性に向けて可能性がないかどうかは、引き続きその点については、県の方へも要望といいますか、一緒にテーブルに着いて協議は進めたいと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）部長の答弁を聞いてみると、一定の期待できるのかなと判断するやろ。それで、県の説明を聞いていたら、もう5号踏切からいうたら200か300mか行った県道まで車で行ってくれというしで、ほんまに何ていうんか頭に来るばかりなんや。県の説明、聞けば聞くほど。

それで、部長とのやりとりで、ぜひとも何とかしてほしいという駅前広場について、市が担当するという事なので、これはぜひとも可能な限りの努力、計画をつくっていただきたいと思います。

部長も何度も言うてくれているんですけども、とにかく最大限の努力をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）市としてできる限りの最大限の努力は、今までもしてきたつもりですけども、結果的に結果が出ておりませ

るので、引き続きぎりぎりのところまで頑張っていきたいと思います。

一つは、あくまで事業主体が県ということですので、それ以上踏み込んだ答弁、この場でもできないんですけども、答えを先送りにして引っ張っていくというのも、非常に無責任であろうと考えます。できないものはできない、するつもりがないものはするつもりはないと、やはりこの期に及んでは、そこをはっきり一旦すべきであろうと。その上で、区民の皆さまのご理解をいただくというのも、一つの責任の果たし方ではないかなと考えますので、県のほうへも再度、できないのであればできないと、はっきりと言うのも一つの責任の取り方であるということで、一度答えを迫ってみたいと考えます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いま一つ、5号踏切廃止いわゆる市道廃止に伴う歩行者の安心・安全なバイパス横断の問題なんですが、関係者の皆さんは、早くから隧道を希望してたんやな。トンネルというんですか、安全に通行できる。これが、どこでどのようになったのか、現在歩道橋をつくるということで、基礎を打っているんやな。隧道が歩道橋にかわったというか。もちろん歩道橋の要求もあったと思うんですけども、そこらの経過について、もちろん歩道橋というのは児童の安全な通学について、これはいいと思うんですけども、区民の要求と県の対応に少しずれが出ているように思うんですけども、この点について、わかる範囲で説明ください。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）5号踏切を廃止にする原因の一つが、交差点の形状の問題で非常に危険が伴うというところで、廃止にするという県の説明でございます。

そういったところから、御幸辻区としては、



それであるならば立体交差で、安全に通過できるようなボックスを設置してほしいというのは、以前からの要望でございました。

一方で、駅前あたりになります歩道橋につきましても、区のほうからの要望もあって、それを受けて、県のほうはそれについては設置するというところでございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、御幸辻区におきます一つの大きな要因が、5号踏切の廃止に伴う代替機能ということが、いろんな問題に全てつながっておるんですけども、5号踏切廃止に伴う代替の道路が、こうです、その一環として例えば歩道橋がありますよという説明があって、そのかわりボックスカルバートは県としては考えておりませんというような一体的な説明が、どうもなかったようでございます。

あくまで歩道橋については、歩道橋の要望に対して実現しましたということで、5号踏切下の高架下については、それはそれという形で、区民の方は受け取られておりますので、トータル的に5号踏切の代替機能の一環としてこうだという説明がないままに現在に至っておりますところから、5号踏切設置の話と、ボックスカルバート設置の話というのは別の課題として、いまだにボックスカルバートについては、区民の皆さまの要望としては残っているという経過ではなかろうかと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）そうしますと、隧道建設の可能性というのは、まだ残っているというか期待はできるんでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）先日の第3回の区、県、市の協議の中では、この点につきましては、併設はできないという回答を一旦いただいております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ちょっと時間との関係もありますので、次の（4）の再質問なんですけれども、5号踏切、いわゆる市道廃止に伴って、可能性が出てくるのが市道御幸辻駅芝垣内線の拡幅なんですけれども、これも非常に強い要望があるわけなんですけれども、同僚の岡議員の協力もいただいたという説明を聞いていますけれども、南海電鉄と交渉中ということなので、これはぜひ実現をしていただきたいと思います。その可能性について伺います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）5号踏切におけます今の形状と申しますが、複線化高架に伴う現状になっております。そういったところから、当時複線化の中で、市の建設課と南海電気鉄道において、この踏切については、鉄道事業者が現在の形状にしたところから、撤去等についても鉄道事業者のほうでお願いしたいということで、当時協議が終えておると聞いておりますので、その方向で、先日来から南海電気鉄道と協議を始めたところでございます。

ただし、道路につきましては、上がちょうど鉄道への電力供給の変電所がすぐ近くで、上を非常に高圧線が通っておりますので、撤去については、非常に架設等について費用がかかるものと思われまして、また鉄道と隣接しておりますので、軌道監視でありますとか撤去についても相当慎重な工事が必要になりますので、いずれにしましても、高額な撤去費用がかかるのではないかなと考えておりますが、本市としては鉄道事業者が撤去していただければ、あと道の拡幅については、南海電気鉄道の用地さえご協力いただければ、これは実現できるものと考えております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君) この市道拡幅については、大いに期待をしたいと思えます。

次に、(5)の再質問です。それは、騒音問題なんですけれども、南海電車の騒音に加えてバイパスの騒音が加わると。これに耐えられないとする近隣住民の声に、どう対応するのかです。

県の説明では、昼の騒音が70dB、夜の騒音が65dBを超えた場合、防音対策を講じるということなんです。南海電車の走行に支障を来さないことを目的に、つまり車からのポイ捨てとかを防護する1.8mの防護壁を設置すると説明しているんです。

要は、この防護壁を防音壁に変更できないかということなんですけれども、この提案について、担当部長、どのようにお感じですか。

○議長(石橋英和君)議長より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

建設部長。

○建設部長(松浦広之君)これも先日の第3回での3者協議の中で話し合いが行われました。

今の現行法では、騒音規制法で昼間は75dB、夜は70dBが一応法での規制となっておりますけれども、県はさらにそれよりも厳しい昼間70dB、夜65dBを超えると、騒音対策を講じると申しております。

ただ、区民としては、今そういったポイ捨て防止ですとかといったものをするのであれば、それにかわってさきに防音壁を設置してほしいという要望があり、協議が行われたわけなんですけれども、これについては、県としては一貫して基準を超えたら対策を講じると。その段階で、現在はとまっております。

○議長(石橋英和君)3番 富岡君。

○3番(富岡清彦君)時間も押していますので、市長にも一言、バイパスの御幸辻区の問題で

決意を伺っておきます。

国道371号バイパスについては、あと数点ほど区のほうからは要望が出ておるわけなんですけれども、私が一番申し上げたいことは、御幸辻区民は、国道371号バイパスに反対しているのではないということです。幾つかの当たり前の正当な要求を実現していただきたいということなんです。バイパス建設によって、御幸辻区民の安全・安心な生活、車、歩行者の通行が脅かされることがないことを願っての要求なんです。

事業主体は県なんですけれども、これは、ぜひ市長に、区民の切なる願いを受けとめていただきたいと思えます。

最後に市長の見解を伺って、この1項目めの質問を終わりにしたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長(石橋英和君)市長。

[市長(木下善之君)登壇]

○市長(木下善之君)富岡議員の質問でございますけれども、うちの建設部長から答弁したとおりでございますけれども、非常に御幸辻の大きな改造をやるかというバイパスであるだけに、何とかやはり御幸辻の皆さんの意向を、これは先にしようかというわけにいかないと思うんですよね。やっぱり今の工事をやるとときに、やるべきところはやらなければならないという気持ちがあるわけでございます。11月23日、山本区長からの陳情等があつて、それを見ますと、9項目があつて、市でやる部分と県でやる部分と、今仕分けしておるわけであるんですけれども、市の部分は私の責任で、これは100%できるようには努力はしてまいりたいと思うんですけれども、県のほうへは、やはりこれからまた地元の皆さん、議員の方々の応援もいただいて、そして振興局の国道371号の事務所、建設部、あるいは本庁へも都合によつたら行かなけれ

ばならないと思いますけども、地元の意向をできるだけ我々も強く申し上げて、今後とも積極的に取り組むようにしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思えます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市長の力強い決意をいただきましたので、これはぜひよろしくお願いをいたします。

これで、1項目めの質問を終わります。

○議長（石橋英和君）次に、質問項目2、本市の経済活性化に関する質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

〔経済部長（大倉一郎君）登壇〕

○経済部長（大倉一郎君）アベノミクスにより、本市は景気回復の傾向にあるかについてお答えします。

内閣府の月例経済報告によると、10月の景気基調判断は、前月と同じ景気は緩やかに回復しつつあるに据え置かれています。経済政策アベノミクスによって、円安株高が進み、企業の景況感が改善する一方で、中小、零細企業の多い本市の地域経済まで波及していると感じられないのが現状です。

しかしながら、橋本公共職業安定所管内の有効求人倍率が、平成25年4月の0.59から平成25年9月の0.75に増加していることから、雇用情勢の先行きは改善していくことが期待されます。

本市では、事業の活性化や経営の安定化に必要な取り組みを行っている企業については、従前どおりできる範囲で協力支援を行っていきたいと考えています。

直近、来年3月までの日本経済は、消費増税前の駆け込み需要と円安効果による輸出の緩やかな持ち直しが考えられ、さらに今後、国の国土強靱化施策や平成32年東京五輪招致

決定により、企業の設備投資や雇用状況の改善が期待できます。

個人消費のほうも、月例賃金の回復ペースは鈍いものの、一部企業の賞与増と年度末の消費増税前の駆け込み需要を見込み、堅調に推移すると考えます。

また、来年4月以降、消費増税の影響で景気下降傾向になった場合、国策としてさらに効果的な経済対策が打たれるものと期待するところです。

次に、行政が仕事を委託する業者の労働者に支払われる賃金は、和歌山県の最低時間給を保証しているかについてお答えします。

市内企業の実態については、労働者の労働条件や安全衛生を監督する橋本労働基準監督署によると、この1年間で労働条件に関する相談が数件あり、そのうち賃金に関する相談も受けていると聞いています。

監督署では、その都度状況に応じて調査、指導の必要のあるものについて、職務権限において対応しているとのこと。

一方、本市では、違法な労働条件に対する指導・啓発を市広報等で行っており、本年12月広報にも労働者の賃金の最低額を保証する旨の啓発記事を掲載しています。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）時間押していますので1点だけ、具体例でお尋ねします。

これは、橋本給食センターの業務を委託している会社が、パートを募集する広告を出しました。時間給690円ということで募集をかけているんです。これは、明らかに県の最低時間給、10月にたしか701円に改正されたんですけども、最低時間給にすら満たない金額でえ募集をしておると。これは事実なんですけれども、要はその後改善されているのか、こ

の点を伺います。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、4月時点で県の最低賃金である690円を時給として支払っておったと聞いておりますが、今回の10月19日の最低賃金の改定に伴って、最低賃金である701円に時給を改正したと確認しております。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）そうしますと、業務委託の契約をしていますよね。幾らでこの仕事をしてくださいということなんですが、それはいわゆる予算という補正といいますか、そういう必要はないのでしょうか。市が委託料を増額する必要はないのか、この点を伺います。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）当初から年間契約ではなしに、5年の契約ということでございまして、その委託料を変更することはございません。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）もう最後です。ぜひ多くの事業を委託して、こういう業者によっては、労働者の賃金を抑えて利益を上げることが、いわば常識かと思うので、ぜひと

も市が発注する事業についてしっかりとこういう最低賃金は少なくとも守らせるように、そうした委託の契約の時点でそういう文書を交わすということはできないのでしょうか。最後に伺います。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）市が発注する委託業務等々につきましては、当然仕様書の中で法令遵守というのがうたわれてございます。

最低賃金法を遵守するということになりまので、最低賃金が改正されたら、当然その改正された額で雇用していただくというのが、基本でございます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君の一般質問は終わりました。

○議長（石橋英和君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会し、明12月4日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日は、これにて延会いたします。

（午後5時10分 延会）